

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で、定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 岡君、14番 土井君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中上良隆君）日程第2 一般質問 を行います。

順番8、6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）おはようございます。傍聴者の皆さまには、いつもながら市政に多大のご関心をお持ちの方と開腹いたしております。

これより始めたいと思います。

時節は1週間単位で見えますと暖かい日が1日多くなりました。日足の伸びが寒さを追いやりつつあります。あさもよし紀の国、北の山に野に川に色鮮やかな春の展開がもう少しの弥生3月。白梅満開。これより一般質問であります。

市民こぞってわが市の発展を願わない者はありません。しかし、企業格差とともに地方格差についても、それを縮めるところかます

まず開いていくように思われてならない世の中となりました。

かつて、小泉純一郎なる変人が、「米百俵の精神」などと、ほんまに自分で考えたのかと思える同じ言葉を繰り返して政策を訴える、いわゆるワンフレーズポリティクスを駆使し、国民に対し、今の痛みを耐えてほしいと訴えました。さらに、「米百俵」という単語1語のワンワードポリティクスに至り、国民にイコール「忍耐」を想起させ、まんまと成功させて数年が経過しました。地方と国民の大多数は、いまだその痛みが一向にいえません。その米が果たしていずこに配られたのかは、財務省に聞いても確とした回答はありませんでした。銀行ではないのかとただしたところ、それももちろん考えらえるとのことであります。その米百俵の大半をもらったであろう銀行は今や肥え太り、危機を言われる銀行は絶えてなく、当方などみじんの心配もなかった1,000万円以上の預金者を対象としたペイオフなどという言葉は、既に死語となりました。恐らく外来語辞典からも、次期掲載分には省かれることであらうでしょう。

その国内の銀行等が、金余りの果てか、開拓時代のレディーズファースト精神、また南北戦争を経験し、あらゆる差別に対し、先進国であるはずのアメリカ合衆国とも思えぬサブプライムなどという差別名称を冠した住宅ローンを核とした証券に投資するなど愚行に走り、問題化しているにつけては怒りを覚えぬわけにはいきません。

プライム、すなわち「優秀な、第一の」と訳されるプライムローンがあり、「その次、副、従」という意味の接頭辞の「サブ」がついたローン、言いかえれば、優秀とは言いがたい

人たちに対するローンとも訳せるローンに対し無節操に投資するという、1993年にわが国の住宅金融公庫がゆとり返済などと銘打って発売したステップローン方式という、5年ごとに大幅に返済額が増えてゆき、その住宅ローンによる破綻者が多数出て問題化した事象に全く学習しない、それよりももっとひどい、一、二年目には5%程度の金利が3年目には10%にもなるという、ちょっと考えれば破綻者が多数出るとは確実に思われる、いわゆる優秀とは言いがたいとされる返済者に対するローンであってみれば、そのサブプライムローン・証券への投資者に対し、責めは当然あつてしかるべきでありましょう。私たちの税金による米二百俵目が金融機関になされないことを祈ります。

さらに、ワンワードポリティクスは、三位一体という宗教用四字熟語で偽装粉飾し、地方財政圧縮を美化するがごとき政策の展開となりました。さらに、足りずと見るや、市町村合併などという、合併すればよいことばかり、特例債は出すわ、交付税交付金は減らさないわ、各部署に行政の専門家を配置できるわといった極楽鳥の羽毛でつくったかのごとき毛針を幾つも用意し、いざ合併してみれば、交付税は税収に応じて出すもので、税収が減れば減らされて当然と、まるでわが日本は、他国の偽装を批判できない偽装詐欺国家かと言いたくなる様相を呈してまいりました。

政府開発援助——いわゆるODAの趣旨についても反対するものではありませんが、それがなぜ総理大臣がかわるごとになされるのか理解がいきません。世界じゅう探しても、国家最高のリーダーがこれほどころころとかわる国はありません。そのたびごと、また、まともに任期を果たしそうになった総理大臣が、任期全うのあいさつに途上国に向かうためのODAとしか思えません。それなら、こ

れほど疲弊している地方の県民所得の低い順に発展途上県とし、首相がかわるごとにあいさつと激励のため、金を持って地方を巡礼すればいかかなものかと思わずにいられません。わが和歌山県など、とっくに救われていることでありましょう。今、またポスト福田が政局化しようとしています。何をかいわんやであります。

そんな政府を相手に、私たち、高野口・橋本に住まいする地方人は、人類がたどり着いた最も公平、進歩した政治形態である民主主義を守り発展させつつ、ひとえにわが町の発展を願い、活動を展開せねばなりません。

民主主義の原点中の原点、それは言わずと知れた選挙にほかなりません。投票率の向上がその最も手近、かつすべてであると、今また啓蒙の必要がありと思えます。

一つに、私が何回も残すべきと提案した高野口町の期日前投票所の廃止は、その大きな後退ととらえられてしかりであります。合併市町村の期日前投票所の多くが、パソコンの端末一つでその用を足しているという私の調査データを無視、大昔の見積書を根拠に、期日前投票所の設置には1,500万円かかるという譲らず、新しい見積もりも示そうとしない当局の姿勢には、この際疑問を挟んでおきます。

されば、橋本発展のため、以下の質問・提案をなしたいと思えます。

わが市職員の選挙執行経費を投票事務だけに限って見ると、給料の高い人は5万8,000円、少ない人は2万3,000円、平均で4万1,000円と、別紙で示すとおり、和歌山県他市町と比べてみてもきわめて高水準であることがわかります。また、開票事務を含めた深夜12時までの選挙執行経費において、最高額を支給される人は約7万円と、民間人から見ればすなわち非常識ととらえられてしまいます。

また、ここ3回の選挙、近い順に市議会議員、参議院議員、知事と、その開票事務終了までの選挙執行経費を追ってみますと、わが市の選挙執行経費における職員の最高額受給者のそれは、市議会選挙7万8,702円、参議院選挙8万2,942円、知事選挙7万1,284円となっています。民間の経営者で、これほどの日当になるなら死ぬまで働くと言った方がおられました。ご参考まででございます。

質問の1番、市長にお尋ねします。この選挙執行経費について、また、その基準時間単価は1,800円程度と、民間とはかなり乖離した単価であることをご存じでしたか。また、感想を伺いたいと思います。

2番。選挙事務において、職員間における経費の差が出るほどの業務差があるのでしょうか。全職員均一の執行経費とすべきではないのでしょうか。

3番。選挙の種類によって執行経費の出どころが違うのであれば、五條市で採用している県・国と自治体の違う方法も考えてはどうでしょうか。

4番。公務員の給料は高いということが言われて久しくなります。当市職員の給料から逆算して選挙執行経費がこのようなのであれば、その言はまさしく真実味を帯びます。また、この給料が高い云々は、地方公務員が地元で金を使わないとの不満からであるとも言える部分があると思います。民間人は、どう考えても今の世情から将来が不安で、金は使えません。日本全国の公務員数、約500万人と言われていますが、平均年収を700万円としてもその総計は35兆円。その1割を生活必需品以外の消費に回せば日本経済は必ず復興するとの考えのもと、一生を保障されたに近い生活ができる公務員の方々は、現役中はできるだけ消費生活に努めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

5番。2と3に関して、当市職員の選挙執行経費は均一とし、それを最高額に合わせる。そして、その半分以上を橋本市内限定のクーポン券で払うようにすればどうでしょうか。

高野口の期日前投票所がなくなり、旧町民の選挙への関心が腹立ちとともに薄れつつあるとき、選挙があるたび、橋本市内に市職員による大きな支出が期待できるとなれば、嫌でも選挙への関心が高くなると思います。高くなれば、もちろん投票率も向上いたします。橋本市が和歌山県の投票率向上のけん引車、民主主義発揚の誉れも高き市とたたえられるは必定、職員全員一律で前述の最高額を受給できれば、職員全員の士気も向上するはず。これが、間違いもなく橋本市発展の選挙による三位一体の改革になると思います。

以上、質問席よりの質問を終わります。

○議長（中上良隆君）6番 清水君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）清水議員の公務員の給与のご質問にお答えいたします。

現在、本市職員の給与水準については、公務員制度に準拠して決定しており、人事院勧告では、全国従業員50人以上の事業所を調査した結果の民間水準に基づいて決定されているところです。さらに、本市にあっては独自の給与カットを行っており、ラスパイレス指数においても国家公務員の給与を下回っている現状となっています。

職員個人の消費生活については、公務員の性格上、堅実な生活態度が望ましいところであり、特に給与を消費に回せというような個人生活に対する強制はできないと考えますが、常々啓発に努めているとおおり、市の職員として地域経済に貢献するため、市内での買い物の実施について、率先して推進するよう今後

とも奨励してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）選挙管理委員会局長。

〔選挙管理委員会事務局長（池田清次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）清水議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在支給しております選挙投開票事務の職員手当につきましては、民間と比較すると高水準ではないかとのことでございますけれども、この手当額については、「橋本市職員の給与に関する条例」に基づく時間外勤務手当として算定されたものであり、問題はないと考えております。

次に、全職員均一の手当額とすべきではないかとのことですが、選挙事務に従事する職員の服務取り扱いについては2通りあります。

まず一つは、地方自治法第180条の3の規定により、普通地方公共団体の長は選挙管理委員会との協議により、選挙管理委員会の事務に職員を従事させることができるものであり、選挙事務が当該地方公共団体のなすべき責を有する事務である以上、市長からの事務従事命令は、所属長を通じて具体的な職務命令となります。この場合、職員にとっては時間外勤務、または週休日の「職務命令」に当たります。時間外勤務、または週休日の勤務に当たる場合は、その対価として労働基準法第37条に規定する割り増し賃金を支給しなければなりません。

一方、また選挙管理委員会は、地方自治法第180条の7の規定により、普通地方公共団体の長と協議し、長部局等の職員をして補助執行をさせることができるとされています。この場合、職員にとって選挙事務は「お手伝い」であって職務命令には当たりません。この場合にあっては役務の提供に対する謝礼ということになり、均一の金額とすることもできません。

前者と後者を比較すると、前者は職務命令となるので、正当な理由なく選挙事務従事の拒否はできないこととなります。また、手当の支給根拠が明確となりますが、職員の基本給によって支給金額に差が出ることとなります。

後者は、手当の一律支給が可能となりますが、その単価決定の根拠が難しい。また、選挙事務従事については、命令ではなく「お願い」をすることとなります。

職務命令か補助執行かという点については、市長や選挙管理委員会の裁量の問題であり、どちらでなければならないという問題ではありませんが、そのいずれを選択するかによってその労務の提供に対する対価の性格は変わり、手当の取り扱いにも違いが出ます。

本市においては、法定受託事務である選挙事務を、普通地方公共団体がなすべき責を有する重要な職務としてとらえ、選挙事務の執行を円滑に行うため、強制力がある職務命令を出して選挙事務に従事をしていただいておりますので、通常の業務として条例に定める時間外勤務手当を支給しており、それぞれの方の給与の基本給の額に応じた金額となっています。今後もこの方針でまいりたいと考えています。

次に、選挙の種類ごとに手当の金額を変えてはどうかとのことですが、市単独予算で執行する市の選挙の経費の削減を図るという趣旨はよくわかりますが、選挙事務については職務命令で勤務を行うということですので、市の選挙と県・国の選挙との種類ごとに支給金額を変えるということは難しいと考えています。

橋本市内限定のクーポン券で手当の半分以上を支払うようにして、市内の消費を拡大し、橋本市の活性化を図るということにはできないかとのことですが、地方公務員法第25条によ

れば、給与については、法律または条例により特に認められた場合を除いて、全額を通貨で支払わなければならないということになっていますので、困難かと考えています。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）6番 清水君、再質問ありますか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）聞いていること以外はかなり難しい、理解しにくいような答弁であったと思いますが、もう一度、重複するかもわからんですけれども、一つ目から行きたいと思いますので、市長、何かご答弁いただけるものがあつたらお願いしたいんですが。感想などないですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）担当者が申しあげましたように、選挙に携わり、あるいは開票事務ということになってまいりますと、これは非常に大事な責務が長としてあるわけでございまして、やはり私としては、答弁させたように職務命令として、今後ともそうした考え方でまいりたいと考えておるわけでございます。清水議員の、選挙を通じての活性化ということの一つの考えかたとしては、これは受けられるわけでございますが、実施については現時点としては困難であると、私はそう思っております。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）2番になるんですけど、職員間において、私が聞いた範囲では多少違うところ、大阪市なんかはちょっと違うと言っていましたけれども、給料差によって変化させていると言っていましたけれども、どこの自治体も均一でやっていると思うんです。聞いた自治体では、その返答は、橋本市のやり方が正しいんだと。ただ、業務差がそれほ

ど出ないので、みんな均一でやっているんだとそういうことでございました。均一でやったほうが、今の平均で見えますと、ほかの和歌山県の自治体より1万円から高いと思うんです。だから下げろとは言いませんけれども、そういう考えでやられるというお考えはないという回答でございましたかね。ちょっともう一度。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。市長が答弁したことは、職員が後で答えるということではできないので。だから、答弁の中でもれているところで指摘してください。というのは、市長から先に、私がさせていますという答弁をいただいておりますので。質問の中でもれたところがあれば指摘してください。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）そしたらクーポン券で、通貨じゃないと払えないということですよ。そしたら、選挙のあるごとに、これだけ使ったんだというレシート、領収書等をつけて提出させるという方法も難しいですか。

○議長（中上良隆君）選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）先ほどのクーポンでの支払いでございますけれども、これについては先ほど申し上げましたとおり、公務員法によって全額を通貨で払うということになってございます。条例、法律等で特に認めた場合には、通貨にかかわって支払うことも可能でございますけれども、その場合といたしますのは、例として挙げられておりますのは、例えば通勤手当、これにかかわって定期券で、その職員に交付をすると、そういったふうな場合が想定されておるようでございますけれども、ただ、その場合とて、まず労働組合、それから職員各人とのコンセンサスができるということが一つの条件かなというふうに言われてございます。そういったことで、特に条例、法律で認めた場合には通貨以

外のもので払えるとはいうものの、その規制はかなり厳しいというところかと思えます。

先ほど議員おっしゃった趣旨は、実際にこれだけ使ったということでレシートを提出していただいて、普通に通貨で払って、職員から市の方にレシートを提出していただくというような趣旨かと思えますけれども、その辺につきましては、選管のほうからはいかんとも申しがたいなというところがございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）とにかく、ひとえに橋本市の消費を拡大したいと、そういう考えからでございます。また、最初は橋本市も、管理職が出て選挙執行事務をやられていたと思うんですけども、どうしてやめられて、それで管理職以外の方の給料に応じて払うというふうになったのか、その経過というのはわかりますか。教えていただけますか。

○議長（中上良隆君）選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）実は、本市におきましても旧の橋本市におきましても、ずっと前から、現在、和歌山県下、議員が調査された一覧表のとおり、皆均一の額を支払いしてございました。選挙事務には、ほかの市らと同じように管理職も入り、もちろん一般職員も入り、それから臨時・嘱託職員も入りという形で運用しておったわけでございますけれども、これが何で今日の様式に変わったかといいますと、平成13年3月9日でございますけれども、選挙手当につきまして住民監査請求が提起をされました。その中の1項に、管理職に時間外勤務手当を支給するのは違法であるので、その分を返還せよというふうなこともございまして、それを受けまして、選挙管理委員会を含め町内各関係部署、これが寄りましていろいろ協議をし、その結果、管理職については手当を出さないということで決定をいたしました。

一般職員につきましては、それまで均一のといえますか、いわゆるプール計算をいたしまして、管理職も時間外勤務をした、一般職員もした、臨時・嘱託もしたということで、それぞれの各人の割り増し計算をしたそういう金額を出して、それをプール計算、全員で割って平均額を出して、それを管理職から臨時・嘱託職員に至るまで一律の金額ということでお支払いをしておったわけですが、それについて、まず管理職については手当は一切支払わない。職務についた場合には代休対応とするということになりました。一般職員につきましては、先ほどもご答弁で申し上げましたように、職務命令でもって仕事をしておいております。その場合には、労働基準法の第37条の規定によって、それぞれの割増賃金を払わなければならないということでございますので、場合によっては、一般職員の均一の支払いについては労働基準法第37条に抵触をするおそれがあるということで、今日のような方法に変えて、各人の基本給に応じて時間外手当を計算して、お支払いをしているということでございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）市民の方から申し出があったというんか、管理職については払わないと。ほたら、管理職について払わなかったら、その分は明らかにカットできるわけですよ。均一の経費の場合。それと、執行経費に段差をつけて払った場合の差額というのは出たんですか。超えてはいないですか。わからないですか。

○議長（中上良隆君）選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）基本的にプール計算でございましたので、トータルの額で見ますと、理論的には変動なしと、イコールということになるわけでございます

けども、ただ、管理職が抜けて、そのかわりに一般職に入っていただくということで現在は運用しておるわけですが、当時の状況でいろいろ考えてみますと、調べていまして、基本給なんですけれども、当時、その選挙、その選挙といいますのは平成12年の9月でしたかに行われました県知事選挙でございますけれども、その選挙に事務に従事された管理職の方の基本給、それから一般職の方の基本給、これ平均を比較しますと、一般職の方のほうがたしか単価的に280円ぐらい高かったかなというふうに思っておりますけれども、ただ、額的にはそう大きな額ではございませんので、そういうふうに今までの一律支給から段差をかけての支給、これ比較しても総額的には変わりはないということでございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）これは自治体が独自に決めるということで、他市町村との差が出ることはいたし方なしというお考えかな。ちょっとお伺いいたします。

○議長（中上良隆君）選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）いろいろやり方というのはございまして、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、二つのやり方があるわけでございます。そのどちらを使うかというのは、それは、それぞれの市の市長なり、また選挙管理委員会の裁量ということでございますけれども、本市の場合は職務命令に基づく事務に従事という形を取ってございますので、その場合には、機械的にといたしますか、各法律のとおり、また条例のとおり執行するとすれば、本市の形しかないということでございますけれども。ほかの市はそれぞれいろいろな考え方がおありになりますので、それぞれの考え方に基づいてなさっているということだと思っておりますけれども。それぞれの違いがあるというのは、これはやむ

を得ないことかなというふうに思います。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）補助執行団体の数と、全国の県で職務命令の団体との差はどうなっているかわかりますか。

○議長（中上良隆君）選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）その点につきましては調査等いたしておりませんので、選管としては、数字的なものは把握をいたしておりません。

和歌山県下で申し上げますと、職務命令という形で、法律、それから条例のとおり本市は実施をいたしております。補助執行でなされているのは、県下では和歌山市、それから新宮市の2市かと思っております。

その判定の基準でございますけれども、予算書、決算書等を見ますと、職務命令の場合には、必ず職員手当、いわゆる時間外勤務手当という費目で予算を計上しておるはずでございます。それから、補助執行の場合には、いわゆる報償費、謝金といった形で予算を計上しておるはずでございます。その辺で調べましたところ、和歌山市と新宮市が補助執行かなというふうには思っております。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）わかりました。市長はまたひとつ、選挙のあるたびというんじゃないですけれども、職員に市内での消費を拡大するようにということを強めていただきたいと思っております。

また、ちょっと反発あるかもわからんですけれども、私は、大学の運動部の上級生には2タイプあると思うんです。自分らが新入生のときにこれだけいじめられてきたから、おれらが3年、4年になったときにはじめてやるんだということに気持ちよくなるタイプと、おれらが3年、4年になったときにはやめようという2タイプがあると思うんです。公

務員にどうも、いじめてやろうというんじゃないですけども、管理職になったときに、その状態が居心地がよくなってしまふ方が多くならないようお願いしたい。それが大学でしたら新入生だけのものでも済みますけれども、公務員の場合は、国民、町民、市民になってきますので、そのことはできるだけ心して、自分らが居心地いいのが、果たしてこれがいいのかどうか、十分に考えて行政を執行していただきたいと思います。

終わります。

○議長(中上良隆君) これをもって、6番 清水君の一般質問は終わりました。